

報告第14号

報告第 号

和解及び損害賠償の額を定めることについての 専決処分報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月13日提出

富田林市長 吉村 善美

記

番号	専決処分 年月日	損害賠償の相手方	事故の概要	損害賠償 の額 (過失割合)
1	令和3年 9月6日	和歌山県橋本市在住 者	令和3年4月1日13時40分頃、富田林市本町4番付近において、本市公用車（運転者 生涯学習課 加布里屋 宇紀）が、交差点に進入した際、相手方車両に接触し、破損させたもの。	1,062,776 円 (8割)